

○飲食店営業の停止命令

(第 34 条第 2 項)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日
平成 28 年 6 月 23 日 平成 29 年 3 月 22 日
平成 30 年 6 月 15 日 令和元年 12 月 14 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 4 年 4 月 4 日

処分基準

令和 4 年 4 月 4 日作成

| | |
|----------|------------------------------------|
| 法令名 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法) |
| 根拠条項 | 第 34 条第 2 項 |
| 処分の概要 | 飲食店営業の停止命令 |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | |
| 処分基準 | 別紙 2 のとおり |
| 問合せ先 | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 |

別紙 2

[別紙参照]